

建築物等の解体・改造・補修工事を行われる事業者の皆様へ

(必ずお読みください)

熊本県環境生活部環境局環境保全課

建築物等の解体・改造・補修工事の前に石綿（アスベスト）使用の有無の事前調査・調査結果の掲示が義務付けられました

建築物等（「工作物を含む」）の解体・改造・補修工事（以下「解体等工事」という。）に伴う石綿飛散防止対策の強化を目的として、大気汚染防止法が改正され（平成26年6月1日施行）、建築物等の解体等工事時には以下のことが義務付けられました。関連する事業者の方におかれましてはご対応頂きますようお願いいたします。

1. 建築物等の解体等工事の事前調査の実施

解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業〔吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業〕を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査を実施（平成18年9月1日以後の工事による建築物等を対象にした解体等工事を除く）することが義務付けられました（具体的には、「工事対象の建築物等に吹付石綿、石綿含有耐火被覆材・断熱材・保温材等が使用されているかどうかの調査」です）。

2. 調査結果の掲示板による掲示

1の調査結果に関する下記事項を解体等工事の場所に掲示することが義務付けられました。なお、様式、サイズ、掲示板の材質は任意ですが、公衆に見やすい掲示となるようにお願いします。

- 調査を行った者の氏名（または名称）
- 調査を行った者の住所
- 調査を行った者が法人の場合はその代表者氏名
- 調査終了日
- 調査の方法
- 特定工事(上記参照)に該当する場合は使用されている特定建築材料の種類（吹付石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材）

《お問い合わせ先》

1) 環境生活部環境局環境保全課 大気・化学物質班 アスベスト担当者

Tel : 096-333-2269、Fax : 096-387-7612

2) 管轄保健所衛生環境課 環境担当者 Tel、FAX は別添一覧のとおり

各保健所の電話番号とFAX番号の一覧

保健所名	TEL	FAX
宇城保健所	0964-32-1148	0964-32-2426
有明保健所	0968-72-2184	0968-74-1721
山鹿保健所	0968-44-4121	0968-44-4123
菊池保健所	0968-25-4135	0968-25-5457
阿蘇保健所	0967-32-0535	0967-32-0536
御船保健所	096-282-0016	096-282-3117
八代保健所	0965-33-3198	0965-33-6321
水俣保健所	0966-63-4104	0966-63-3289
人吉保健所	0966-22-3107	0966-22-4392
天草保健所	0969-23-0172	0969-22-0455